

## 四日市羽津医療センター附属介護老人保健施設運営規程

(運営規程設置の趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する四日市羽津医療センター附属介護老人保健施設（以下「当施設」という。）が実施する一般入所、短期入所療養介護等の介護保険施設サービス（以下「施設サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設及び事業の目的)

第2条 当施設は要介護状態と認定された入所利用者（以下「入所利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所利用者の居宅における生活への復帰を目指した施設サービスを提供することを目的とする。

2 短期入所療養介護は、要介護状態及び要支援状態と認定された短期入所利用者（以下「短期入所利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、短期入所利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設の入所利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医療的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。短期入所利用者については、短期入所療養介護計画に基づいて、医学管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設の利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当施設は介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保険医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービスを受けることができるよう努める。

5 当施設では明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 当施設のサービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必

要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 当施設の利用に当たっては、事前に利用希望者の心身の状況を把握し、利用希望者またはその家族に対して、当施設の利用の適否を含め適切な助言を与えることとする。

8 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

9 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 施設名 四日市羽津医療センター附属介護老人保健施設
- (2) 所在地 三重県四日市市羽津山町10番8号
- (3) 開設年月日 平成8年5月1日
- (4) 電話番号 0593-334-3388 FAX 059-334-3377
- (5) 管理者名 施設長 山本 隆行
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2450280041号)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容はつぎのとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 施設長 1.0人以上  
介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。  
副施設長兼務 1.0人以上  
施設長を補佐し、適正な施設運営を図るための必要な指挿を行う。
- (2) 医師 1.0人以上  
利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師 0.3人以上  
医師の処方箋に基づき調剤を行い、投薬、注射等の薬剤を処方するとともに必要に応じて服薬に関する注意、効果、副作用等に関する情報を把握し、薬学的管理指導を行う。
- (4) 看護職員 10人以上  
医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員 24人以上  
利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。

- (6) 支援相談員 1.0人以上  
利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村等との連携をはかるほか、ボランティアの指導等を行う。
- (7) 理学療法士 1.0人以上  
入所利用者及び短期入所利用者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに、機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士 1.0人以上  
施設サービス利用者の献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (9) 介護支援専門員 1.0人以上  
利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員 1.0人以上  
管理者の指示を受け、必要な事務を行う。

(利用者の定員)

第6条 当施設の利用者の定員をつぎのとおりとする。

- (1) 当施設の入所定員は、一般入所利用、短期入所利用を合わせて100人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第7条 当施設の入所利用にかかるサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に係るあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理のもとにおける看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

- (2) 短期入所利用者の療養介護は、利用者にかかわるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理のもとにおける看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 当施設入所利用者の利用料として、居住費、食費、入所者が選定する特別な食事費用、教養娯楽費、特別な室料、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (3) 短期入所利用者の利用料として、滞在費、食費、教養娯楽費、特別な室料、区域外の送迎にかかる送迎費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

- (4) 食費及び居住費（滞在費）において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の利用者の自己負担額については別に定める利用料金表により支払いを受ける。

（身体拘束等）

第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待の防止等）

第10条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

（褥瘡対策等）

第11条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設利用に当たっての留意事項）

第12条 当施設の施設サービスの利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・面会は8時から20時の間とする。
- ・消灯時間は、21時とする。
- ・外出、外泊は事前にサービスステーションへ申し出て許可を受けるものとする。
- ・飲酒は原則として禁止する。
- ・喫煙については、敷地内全面禁煙とする。
- ・火気の取り扱いは、発火物、危険物の持ち込みを禁止する。

- ・設備、備品は施設長の指示により利用し、毀損することなく取り扱い、施設外への無断持ち出しは禁止する。
- ・所持品、備品等の持ち込みは原則として禁止する。
- ・金銭、貴重品は自己の責任において管理することとする。
- ・外泊時等の施設外での受診は、原則として歯科を除き受診しないものとする。
- ・入所・短期入所利用時の医療機関への受診は、当施設の医師の指示以外は出来ないものとする。
- ・施設内での宗教活動を禁止する。
- ・ペットの持ち込みを禁止する。
- ・施設内での営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為を禁止する。
- ・職員への迷惑行為・ハラスメント行為は禁止する。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第13条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護や医療サービスを提供するために、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- (1) 事故発生防止のための委員会を設置し、その指針を定め、定期的に防止対策の検討を行う。
- (2) 事故発生を防止するために定期的な研修を実施し、職員に対して対策の周知に努める。
- (3) (2)に掲げることを適切に実施するために担当者を配置する。

（非常災害対策）

第14条 当施設の非常災害対策については、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき行う。また、消防法第8条に規定する防火管理者を置き、つぎのとおり万全を期す。

- (1) 防火管理者には、併設病院管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 始業時、終業時には火災・危険の排除を主眼とした簡易な自主検査を行う。
- (4) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼するものとし、点検に当たっては防火管理者が立ち会う。
- (5) 非常災害用設備は、法令に定められた基準に適合するものとし、常に有効に保持するよう努める。
- (6) 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自営消防隊の編成により、任務の遂行に当たる。
- (7) 防火管理者は、つぎにより施設職員に対して防火教育及び消防訓練を実施する。
  - ①年2回以上の防火教育及び消火、通報、避難のための基本訓練（一回は夜間想定）
  - ②年1回以上の入所者等を含めた総合避難訓練

③随時の非常災害用設備の使用方法的徹底

- (8) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制を取る。

(事業継続計画)

第 15 条 当施設は、非常災害や感染症の発生時においても施設サービスの継続的な提供、及び早期の事業再開を図るために事業継続計画を策定し、必要な措置を講じるものとする。

- (2) 当施設は、事業継続計画について職員に周知し、事業継続計画に沿った研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (3) 当施設は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。
- (4) 当施設は、感染症や非常災害時に利用者が急変した場合は、四日市羽津医療センターで診療を依頼できる体制を整備する。

(職員の服務規律)

第 16 条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常につきの事項に留意すること。

- (1) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 17 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 18 条 職員の就業に関する事項は、別に定める、独立行政法人地域医療機能推進機構の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 19 条 職員は、施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 20 条 入所者等の使用する施設、食器その他設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒、伝染病及び感染症の発生を防止するとともに、蔓延することがないように水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る
  - (2) 当施設における感染症及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 当施設において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために、研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。
  - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は毎月1回検便を行う。
  - 4 定期的に鼠、昆虫等の駆除を行う。

(守秘義務)

- 第21条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規則に反した場合は、就業規則の懲戒規定により処分するものとする。
- 2 居宅介護支援事業者等に対して、入所者等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者等の同意を得る。

(苦情等相談窓口)

(その他運営に関する重要事項)

第22条 当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員などに申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所で設置するご意見箱に投函して申し出る事ができます。

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所の定員を超えて入所または利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 介護老人保健施設に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項は、別に定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成12年 4月1日より施行する。  
この運営規程は、平成15年 4月1日より施行する。  
この運営規程は、平成16年 4月1日より施行する。  
この運営規程は、平成17年10月1日より施行する。  
この運営規程は、平成18年 4月1日より施行する  
この運営規程は、平成21年 4月1日より施行する

この運営規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する

この運営規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する

この運営規程は、令和 1 年 4 月 1 日より施行する

この運営規程は、令和 3 年 10 月 1 日より施行する

この運営規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する

この運営規程は、令和 5 年 10 月 1 日より施行する

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する